

昭和五十一年政令第二百八十九号

私立学校振興助成法施行令

内閣は、私立学校振興助成法（昭和五十一年法律第六十一号）第四条第二項及び第九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。（法第四条第二項の経常的経費の範囲）

第一条 私立学校振興助成法（以下「法」という。）第四条第二項の政令で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

一 専任教員等（私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師及び助手として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

二 専任教員（私立大学等以外の私立大学等の職員のうち、専任の職員として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

三 非常勤教員（私立大学等の専任でない教授、准教授及び講師として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費

四 専任教員等、専任教員及び非常勤教員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

五 専任教員等、専任教員及び非常勤教員についての雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）第三条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費

六 専任教員等及び専任教員についての私立学校教員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職等年金給付に係る掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

七 学生の教育又は専任教員等が行う研究に直接必要な機械器具若しくは備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料その他の経費で文部科学大臣が定めるもの

八 学生の厚生補導に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料、謝金、旅費その他の経費で文部科学大臣が定めるもの

九 専任教員等の研究のための内国旅行に要する旅費

十 専任教員等、専任教員及び私立大学等を設置する学校法人の専任の役員として文部科学

大臣が定める者の研究のための外国旅行（文部科学大臣が指定したものに限る。）に要する旅費

その他の文部科学大臣が定める経費

臣が指定する教育又は研究に直接必要な謝金

に同項第九号及び第十号の旅費の種類は、文部科学大臣が定める

（法第四条第二項の経常的経費の算定方法）

前項第一号から第三号までの給与の範囲並びに同項第九号及び第十号の旅費の種類は、文部

科学大臣が定める

（法第四条第二項の経常的経費の算定方法）

法第四条第一項の経常的経費は、各私立

大学等について、前項第一項各号に掲げる経費

ごとに、当該私立大学等を設置する学校法人が支出した金額を限度とし、次に定めるところにより算定するものとする。

一 前項第一項第一号に掲げる経費について

は、専任教員等一人当たりの年間標準給与費の額（給与に要する経費に係る補助金の額の算定の基礎となる額として文部科学大臣が定める額をいう。次号において同じ。）を文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

額に十分の五を乗じて得た金額

二 前項第一項第二号に掲げる経費について

は、専任教員一人当たりの年間標準給与費の額を文部科学大臣の定める額に応じて補正して得た金額に、当該専任教員等の数を乗じて算定する。

三 前項第一項第三号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる経費について

は、当該各号に掲げる経費ごとにそれぞれ文部科学大臣の定めるところにより算定する。

四 前項第一項第三号から第六号まで及び第八

号の専任教員の数並びに同項第三号の学生の数の算定については、文部科学大臣の定めることによるものとする。

（法第四条第一項の補助金の額）

法第四条第一項の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 前項第一項第一号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

二 前項第一項第二号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

三 前項第一項第三号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

四 前項第一項第四号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

五 前項第一項第五号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

六 前項第一項第六号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

七 前項第一項第七号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

八 前項第一項第八号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

九 前項第一項第九号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

十 前項第一項第十号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

（法第四条第一項の補助金の額）

法第四条第一項の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 前項第一項第一号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

二 前項第一項第二号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

三 前項第一項第三号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

四 前項第一項第四号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

五 前項第一項第五号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

六 前項第一項第六号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

七 前項第一項第七号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

八 前項第一項第八号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

九 前項第一項第九号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

十 前項第一項第十号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

（法第四条第一項の補助金の額）

法第四条第一項の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 前項第一項第一号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

二 前項第一項第二号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

三 前項第一項第三号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

四 前項第一項第四号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

五 前項第一項第五号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

六 前項第一項第六号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

七 前項第一項第七号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

八 前項第一項第八号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

九 前項第一項第九号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

十 前項第一項第十号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

あつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものと講じている私立の小学校等であることを

幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は特別支援学級を置く私立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校又は義務教育学校を卒業する者が減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であることを

が定める地域内の私立の高等学校であることを

